

社会福祉法人最勝会 グループホームあそか
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

1. 運営法人の概要

法人名	社会福祉法人 最勝会
所在地	山口県柳井市日積3213番地
代表者氏名	理事長 山根正文
電話番号	0820-28-5015

2. 事業所の概要

名 称	グループホームあそか
所在地	山口県柳井市日積3213番地
電話番号	0820-28-6130
管理者氏名	秋田 美加
事業所番号	山口県 第 3571200306 号
開設年月日	平成14年4月1日
入所定員	1ユニット 9名
建物の構造	木造平屋建
建物の延べ床面積	277㎡

3. 事業所の目的

認知症高齢者に対し、小規模かつ家庭的な環境の中で、日常生活における援助等を行う事により、行動障害を減少させ、精神的に安定して健康で明るい生活が送れるよう援助を提供することを目的とします。

4. 事業所の運営方針

本事業は介護保険法令並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容にそって次の通りとします。

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護計画を作成する事により、利用者各個人の認知症の状態に応じた適切なサービスに努めます。
- (2) 利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- (3) 自らその事業所の質の評価を行い、常にその改善を図る事に努めます。

5. 居室等の概要

居室・設備の種類	室 数	面積（1室あたり）	備 考
居室（一人部屋）	9室	13.2㎡	洋室・ベット、洗面所付
食堂、居間	1室	53.9㎡	
台所	1室	10㎡	
浴室	1室	5.5㎡	一般浴
脱衣室、洗濯室	1室	7.7㎡	
トイレ	2室	3.3㎡	
スタッフルーム	1室	7.5㎡	

6. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	配置人員
管理者 計画作成担当者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）	常勤兼務 １名 常勤兼務 １名
介護職員	早出（ ７：００～１６：００） 日勤（ ８：００～１７：００） 遅出（１１：００～２０：００） 夜勤（１６：００～９：００）	常勤専任 非常勤専 ６名以上

7. 入退居

- （１）認知症の状態にある高齢者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない方（認知症の症状に伴う著しい精神症状や行動異常がない方）を対象とさせていただきます。
- （２）入居申込者の入居に際し、主治医の診断書等により認知症の状態にある高齢者であることを確認させていただきます。
- （３）入居者の入退居については、医師の判断等により入院治療を必要とする場合及び入居者に対し必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の介護保険施設、医療機関を紹介する等の必要な措置を講じます。
- （４）入居者が家族等による入居契約締結の代理や援助が期待できない場合については、関係市町村と連携し成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用に努めます。
- （５）入居者の退居に際しては、適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

8. 提供するサービスの概要

種 類	概 要
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の作成した献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供いたします。 ・食事の調理、盛り付け、配膳、下膳、食器の洗浄等の作業はできる範囲で利用者と職員が共同で行います。 ・食事時間 <ul style="list-style-type: none"> 朝食 ７：００～ ８：００ 昼食 １２：００～１３：００ 夕食 １７：００～１８：００
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴の介助	・隔日入浴または清拭を行います。
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
健康管理	・緊急時必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
相談及び援助	・当事業所は、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

9. 入居に当たっての留意事項

面会	面会時間 11:00～:16:00 来訪者は面会の都度職員に申し出、面会簿に記入下さい。
外出・外泊	外出及び外泊をされる場合は、行き先と帰着予定日時を申し出て下さい。
住居・居室の利用	住居内の設備及び備品等は本来の用法に従って大切に利用してください。

10. 利用料

(1) 認知症共同生活介護費等（介護保険適用サービス）

介護保険適用されるご利用者については、原則として提供した認知症対応型共同生活介護費の1割をいただきます。

認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	
要支援2	761単位
要介護1	765単位
要介護2	801単位
要介護3	824単位
要介護4	841単位
要介護5	859単位

※別途、サービス提供体制加算等の経費が加算されます。

(2) その他の費用（介護保険適用外の全額自費分）

基本日常生活費	食材料費	朝食	330円
		昼食	470円
		おやつ	250円
		夕食	450円
	住居費	1400円	内訳 家賃 1000円 光熱費 300円 共益費 100円
	オムツ代	オムツは基本的に家族等の持ち込み対応 施設で購入可能	
	理美容代	実費、ホームで行う場合1回2,200円	

11. 料金の支払期限と支払方法

料金の支払い時期	毎月20日まで（前月分の月額料金）
支払方法	ゆうちょ銀行引き落とし

12. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

(1) 協力医療機関

名称	光輝病院
所在地	熊毛郡平生町佐賀2-77
電話	0820-58-1111
入院施設	有り
救急指定	指定有り

(2) 協力歯科医療機関

名称	戸田歯科医院
所在地	柳井市大畠953
電話	0820-45-3562

1 3. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 秋田 美加
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

1 4. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 5. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	---

16. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する認知症共同生活の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

【市町村（保険者）の窓口】 柳井市健康福祉部高齢者支援課	所在地 柳井市南町1丁目10番2号 電話番号 <u>0820-22-2111</u> (直通) ファックス番号 <u>0820-23-7566</u> (直通) 受付時間 8:30～17:15 土日祝は休み
--	--

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	介護保険・社会福祉事業総合保険
	補償の概要	利用者損害見舞金補償
自動車保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	介護保険・社会福祉事業総合保険
	補償の概要	対人・対物補償、対人見舞金費用補償

17. 非常災害時の対策

消防計画	消防法に準拠して別に定めます。
避難訓練	火災及び地震、風水害等を想定した訓練を年2回以上行います。
防災設備	消火器、誘導灯、煙感知器、カーテン

18. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. ハラスメントの防止について

利用者やご家族が事業者や従業者あるいは他の利用者その他関係者に対してカスタマーハラスメントに該当する次の事由が発生した場合利用をお断りさせていただく場合があります。

- (1) 暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
- (3) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載する行為

20. 相談・苦情窓口

ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出下さい。

当事業所 相談窓口	担当者	管理者	秋田 美加
	第三者委員	高井 孝則	吉本敏実
	ご利用時間	毎日	8:00 ~ 17:00
	ご利用方法	電話	0820-28-6130

苦情解決担当は別紙に有ることを明示する。

当事業所の他に、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

山口県国民健康保険 団体連合会	所在地	山口市大手町9番11号
	電話番号	083-995-1010
	FAX 番号	083-934-3665
	受付時間	9:00~17:15(月曜日~金曜日)
山口県社会福祉協議会 福祉サービス苦情解決 委員会	所在地	山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2階
	電話番号	083-924-2837
	FAX 番号	083-924-2793
	受付時間	9:00~17:15(月曜日~金曜日)
柳井市役所健康福祉部 高齢者支援課	所在地	柳井市南町1丁目10-2
	電話番号	0820-22-2111
	FAX 番号	0820-23-7566
	受付時間	8:30~17:15(月曜日~金曜日)

私は、本書面に基づいて事業所の職員（職名 管理者 氏名 秋田 美加）から上記重要事項の説明を受けたことを確認し、同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

利用者の家族等

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 _____